

鹿屋市庁舎等管理規則の一部を改正する規則

鹿屋市庁舎等管理規則（平成18年鹿屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第10条各号を次のように改める。

- (1) 正当な理由なく、庁舎等に立ち入り、又は長時間にわたりとどまる行為
- (2) 座込み、立ち塞がり等により通行を妨げる行為
- (3) 拡声器等を使用する行為又は大声をあげる等著しく静穏を害する行為
- (4) 凶器、引火又は爆発のおそれがある物その他の危険物を持ち込む行為
- (5) 立入りを禁止した区域に立ち入る行為
- (6) 施設、設備、備品等を汚損し、又は毀損する行為
- (7) 職員に対し、面会を強要する行為、乱暴な言動をする行為又はこれらに類する行為
- (8) 撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（市が行う発表、記者会見等において報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うもの及び市長が別に定めるものを除く。）
- (9) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬並びに適正に保管し、及び携帯する愛玩用の小動物を除く。）を持ち込む行為
- (10) 所定の場所以外で喫煙する行為
- (11) 所定の場所以外に自動車、自転車等を置く行為
- (12) 所定の場所以外に汚物、紙くず等を投棄する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等における秩序を乱し、又は公務の適正かつ円滑な執行を妨げる行為

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。